

令和5年度向け障害者福祉施設整備事業選定に係る質問及び回答

	質問	回答
1	生活介護と就労継続支援B型の事業を行う多機能型の場合、建設計画書（様式9）の「8資金計画」における「支出」の欄の「建築工事費」および「設備備品整備費」は、具体的にどのように分ければよいか。	総事業費について記載のうえ、内訳欄を追加し、生活介護事業分と就労継続支援B型事業分の内訳が分かるよう記載すること。なお、就労継続支援B型分については末尾に「（補助対象外）」と記載するなど、補助対象外であることが分かるよう記載すること。
2	生活介護と就労継続支援B型の事業を行う多機能型の場合、見積書の記載の仕方を教えてほしい。「生活介護部分と、共用部を生活介護の割合で按分したものを足した金額」、「就労支援B型部分と、共用部を就労支援B型の割合で按分したものを足した金額」、「避難スペース整備費」、「車両購入費」がそれぞれわかるように記載すればよいか。	お見込みのとおり。なお、就労継続支援B型の見積もり分については末尾に「（補助対象外）」と記載するなど、補助対象外であることが分かるよう記載すること。 併せて、提出書類の「平面図」に生活介護と就労継続支援B型それぞれの専有面積及び共有部分の按分後の面積が分かるよう明示すること。
3	福祉避難所に想定する部屋の部屋数や面積の大小などの決まりを教えてほしい。	部屋数や面積について明確に定めてはいない。詳細については、以下の担当部署まで問い合わせ願いたい。 仙台市健康福祉局総務課指導係（電話 022-214-8161）
4	本体工事費から除かれる外構整備費は、屋外給排水設備工事を含むか。	屋外給排水設備工事は、本体工事費に含めて差し支えない。
5	建設計画書（様式9）の「8資金計画」における「支出」の欄において、厨房機器の費用（設置工事費）は「建築工事費」と「設備備品整備費」のどちらに含めればよいか。	設置工事に係る費用については、建物に付随する設備とみなせないことから「設備備品整備費」に含めること。
6	事業予定地に係る土地の贈与を受ける場合、抵当権解除の登記が書類提出まで間に合わなければ、確約書でもよいか。	抵当権解除の登記が書類提出までに間に合わない場合は、「贈与確約書（様式12）」「土地売買確約書（様式16）」「地上権設定確約書（様式17-1）」「賃借権設定確約書（様式17-2）」において、各書類の「作成にあたっての留意事項」に記載のとおり、土地所有者が抵当権等の解除後に贈与等を行う旨を追記の上、各書類を作成し、提出すること。この場合において、別途抵当権解除確約する書類を提出する必要はない。
7	現在、市より借用している土地に生活介護事業所を整備することは可能か。 【現状】 ①就労継続支援B型・生活介護の多機能型事業所 【整備後】 ①就労継続支援B型事業所（既設建物） ②生活介護30～40名（新設建物） ※別事業所として指定を受け、建物も別とする予定	本市からの貸与地であっても生活介護事業所を整備することは不可能ではない。整備にあたっては事前に市と協議すること。 また、本事業は仙台市実施計画（令和3～5年度）に基づき、特別支援学校を卒業する知的障害のある方等の受け入れ先の確保策の一環として実施するものであることから、新設施設的生活介護の定員は、新設施設的生活介護の定員から既存施設における生活介護の定員減分を差し引いたうえで、25～40名にすること。
8	多機能型事業所として開設する場合、生活介護（定員25～40名）に加えて、就労継続支援B型（定員20名）を併設することは可能か。 ※事業の種類が限定されているということはないか。	障害者総合支援法における指定基準を満たせば、多機能型事業所として生活介護事業（定員25～40名）に加えて、就労継続支援B型（定員20名）を併設することは可能である。 ただし、今回の選定は生活介護事業所の整備に係る事業の選定であることから、補助の対象は生活介護事業部分のみであることに留意すること。 ※1、2の回答も参照のこと。